

漁業協同組合の成立過程

—昭和 10 年代の三陸漁村における事例分析—

今 泉 芳 邦*

(1997 年 6 月 30 日受理)

はじめに

ひとくちに漁業組合とか漁業協同組合と言っても、漁業組合や漁業協同組合の構造や機能の性格は、設立時期や基盤としている漁業構造の差異によっても異なり、一様でないことは言うまでもないことである。漁村社会における中核的集団の一つとして展開してきた漁業組合や漁業協同組合は、その展開過程を一瞥すると明らかなように、常に公権力によってオーソライズされた漁業者団体として漁業政策の推進・浸透機能を担っていた。すなわち、漁業組合とは旧漁業法に基づき設立された明治・大正期における漁業組合を典型としていた¹⁾。その集団的性格の特質は、藩制期に形成された部落自治組織を基盤とした伝統的漁場秩序の管理主体として機能していた点に求められている。また、漁業組合が数次にわたる漁業法の改正によって漁業協同組合に改組されたことも周知のことである。昭和 10 年代に全国に設立された漁業協同組合の多くは、1934 (昭和 8) 年に改正された漁業組合令に基づくいわゆる保証責任漁業協同組合と称されるものであった。わが国の漁業協同組合の集団的特性は、いわゆる二面的性格と言われるもので、販売、購買、信用、自営事業などの経済的諸事業を営む機能集団であると同時に、他方では漁場秩序の管理主体として部落自治組織と不可分の関係を維持する伝統的性格を内包する地域集団でもあったと言われる。その意味では、漁業協同組合は、経済行為の推進主体として経営体的性格を一段と鮮明にした産業組局的色彩の濃い漁業組合に変容していたことになる。要するに、従前の漁業組合が担ってきた対外的には組合間の調整機能と、対内的には漁業・漁民の統合機能に、更に信用事業の充実を期す経営機能が付加されたのである。

筆者は、これまでに三陸漁村をフィールドにして旧漁業法制定以前の漁業組合、すなわち「準則」漁業組合についての検討と戦時体制下における漁業組合についての細やかな考察を試みてきた。本稿は、その延長線上に意図した研究であり、組織特性に規制されて集団機能がどのように変化したのか、また逆に集団機能が漁協の組織強化にどのように働いたのかという、漁業協同組合の組織構造と集団機能の関連性に焦点をおいた漁業協同組合研究の具体的検討である²⁾。

* 岩手大学教育学部

I 経済更生運動の展開と漁村産業組合

1. 漁村における経済更生運動展開の背景

昭和恐慌期以降の経済更生運動を考察するためには、それ以前の漁業政策の展開と漁業政策に対応する漁村の側の動き（漁村状況）を予め概観しておく必要があるだろう。とくに漁業政策の中でも漁村救済策に絞ってその展開を概観してみると、明治後期から大正中期にかけての基調は生産政策に重点がおかれ、遠洋漁業奨励法等に見られるように、高い生産力を実現するための先進的技術の導入と普及、その指導と漁場の調査、開発など漁業生産力の発展を中心課題とする漁業政策であった。つまり、沿岸漁業段階での漁業政策には取り立ててみるべき漁村救済策は見られない。さらに近代漁業が著しく進展した遠洋漁業段階である、大正中期から昭和初期においてもその基調は変わらず、遠洋漁業に対応する生産政策と流通関連施設の整備政策が追加されたに過ぎない。漁業政策において農村負債整理組合法（1933年公布）のような漁村の経済更生策に転換するのは昭和恐慌期以降であり、産業組合中央金庫法改正による漁業協同組合の信用事業の認可など、金融政策にその重点を移動させざるを得ない状況に変化していたのである。要するに、これまでの生産・流通政策に金融政策を加えた漁村救済的な漁業政策は、昭和恐慌期以降にはじめて確立したのである。したがって、水産物の過剰生産、魚価の暴落による零細生産者の困窮をどのように解決するか、また経済活動を促進するため漁業組合をどのように改革していくか等、漁家経済と漁業組合をめぐる漁村救済的な漁業政策は、昭和恐慌期以降の漁業政策としてクローズアップされたのである。

漁村産業組合を中軸として展開された漁村における経済更生運動は、戦時体制という異常な社会状況下における運動であった、という歴史的背景にも注目しておく必要がある。

1937（昭和12）年に勃発した日華事変から太平洋戦争の終結までの戦時体制期は、漁業近代化によって飛躍的な発展を遂げた日本の漁業が、戦争の影響を真正面からうけて破局に追い込まれるという、激しい変化に見舞われる時期であった。イワシ漁獲量（昭和15年には87万トンと激減）の変化にその消長が示される沿岸漁業は、1936（同11）年を頂点として以後衰微に向かうし、遠洋漁業も太平洋戦争の開戦する1941（同16）年を頂点として以後は操業海域の危険性と、大型漁船の全面的な軍事徴用で圧縮されていった。戦争の重圧は漁業全体を壊滅に追い込んでいく。漁業の激動期であるこの期間は、漁船の新造が減少し、1938（昭和13）年には燃料油が規制され、燃料は不足してくる。あらゆる資材が統制され、造船費、エンジン購入費の高騰、諸資材不足の上に漁夫の応召、軍需工場への流出によって漁業従事者が極度に減少していく。生産手段と漁場を失って、漁業近代化40年間の繁栄は、ここに明治30年頃の状態で急旋回をしてしまうのである³⁾。

三陸漁村における漁業組合の展開過程についてさらに理解を深めるためには、少なくとも戦時体制下という異常な社会状況を視野に入れるとともに、三陸大津波災害が漁業組合に及ぼした影響と、その後の漁業組合の変容という地域的背景も合わせて検討することが必要になるであろう。

以上に述べたように、漁村における経済更生運動は、昭和恐慌期から続く慢性的な漁村不況を背負いながら、その間には三陸大津波に被災し、さらに戦時統制下のもとに組み込まれて行く過程において展開したのである。

農山漁村の経済的疲弊に対応するために農林省は、1932（昭和7）年に経済更生部を設置し「農山漁村経済更生計画樹立方針」を策定している。その中で漁村についての更生計画は、経済更生運動を推進する中心に漁業組合を位置づけていることである。漁村において展開された経済更生運動を全国的な視点からみると、経済更生計画を策定しさらにそれを実行したとされる町村は、1932（同7）年から1940（同15）年の間では1,100を数えた。この経済更生運動の昂揚は、漁業法改正によって漁業組合の協同組合化を推進しようとする動向と一面においては軌を一にするものであったと言われる所以である⁴⁾。

ところで、漁業組合を漁村不況を解決する中核的組織として育成するため、漁業法や漁業関連法規の改正により改組すべきか否か、という将来の漁業組合が進むべき方向について二つの対立的見解が提起されていた。その一つは、農山漁村の窮乏は産業組合を拡充することによって対応する、という産業組合拡充主義である。漁業組合の経済事業体化には消極的であり、従来の漁業権保有主体として止まる方が漁業組合にとっては安定的であるという考えであった。1933（同8）年9月に開催された「全国漁村産業組合協議会」における決議はそれを端的に示しているので以下にその内容を要約して記しておこう⁵⁾。

決議文は、漁村産業組合の組織拡大に関する産業組合中央会及び道府県支会の対応姿勢と具体策を内容とするものであった。それを列挙すると次のようになる。

①漁村と農村の経済は本質的には同じであるから、産業組合中央会及び道府県支会は産業組合拡充5ヵ年計画に則り毎年一定数の組合創設に努力することを掲げ、つぎのような具体策が提起されている。1. 漁村産業組合は区域内漁業者全員を加入させること。2. 早急に保証責任組織にすること。3. 貯金の奨励により備荒共済に資すること。4. 漁業設備の改善と負債整理に必要な長期低利の資金融資に努めること。5. 漁船、漁具、倉庫などの施設利用に努めること。6. 購買事業においては漁業用品のみならず生活必需品を必ず取り扱うこと。7. 漁獲物の共同販売を行うこと。8. 講演会などにより産業組合思想の啓蒙に努めること。9. 漁村産業組合は漁業組合並びに漁業協同組合と密接な連絡をとりその提携のもとに漁村更生に努めること。

②漁村産業組合を発展させるためには系統機関との協力関係が重要である。その具体策としては、1. 各種産業組合聯合会が漁村産業組合の行なう事業に積極的に援助すること。2. とくに産業組合中央金庫は漁村産業組合に低利の資金融資を行なうこと。3. 講習会などにより漁村産業組合の相互連絡・協調を図ること、が指摘された。

③上記の目的を達成するために決議された、政府に対する要望事項は次の4項目である。1. 漁業組合が産業組合に加入しやすいように法規を改正すること。2. 漁村産業組合に対する低利融資資金と補助金交付の規模を拡大すること。3. 中央卸賣市場の卸賣人に販売組合聯合会を指定し、産業組合の共同販売所を置くこと。4. 産業組合が取扱う重油の免税手続を簡略にすること。

以上のような産業組合拡充主義に対する、第二の見解と言えるものは、帝国水産会、大日本水産会そして漁業組合中央会など漁業者側からの主張である。漁業者のみで経済事業を営むことができる漁業組合を設立し、漁村の窮乏を解決しようとする構想であった。それには漁業組合制度の改正が必要になるとともに、①漁業組合の漁業自営の途をひらくと同時に産業組合のように出資制度を採用する、②漁業権から生ずる収益についてはその用途を制限する、③漁業組合員資格を拡張して漁夫その他直接漁業に従事する者をも加入する途をひらく、など産業組合的要素をも包摂せざるを得ない性格の漁業組合であった点は止目すべきであろう。つまり、

漁業組合の産業組合化である。しかし、産業組合によるか、漁業協同組合の育成によるか等の課題は取り残されていた。ともあれ、1933(同8)年の漁業法改正によって漁業組合は漁業協同組合に改組され、紆余曲折しながらも漁業協同組合の育成が漁業金融制度の整備という方向で固まっていたのであるが、詳細については後述に譲るとして、漁業協同組合の活動と同時的に平行して展開する漁村産業組合の事業活動状況について概観するとしよう。漁村産業組合運動は、組織基盤強化策として協同組合化を志向する漁業組合との対応関係において、提携と競合という矛盾関係を内包しながら展開していたことに特色があるのである。

2. 三陸漁村における漁村産業組合

漁村産業組合は、三陸漁村においてどのような事業活動を展開していたのであろうか、つぎに、類縁集団の漁業組合と対比してその存在形態を見るとしよう。

農山漁村に設立された産業組合は、旧漁業法制定に先立つ、1900(明治33)年に公布された産業組合法にもとづく社団法人であるが、岩手県では115組合(明治36年岩手県産業組合統計簿)の設立が確認されている。この中には小友信用組合と宮古信用組合の二つの漁村産業組合が含まれているが、これらの組合は、農民、商工業者を構成員とするもので、漁民を主とするいわゆる漁村産業組合が設立されるのは1906(同39)年以降のことである。漁民を主要構成員とする漁村産業組合は、それでも明治期において、購買組合を中心として10の組合が設立されている。この10組合に共通する組織的特徴は、第一に、8組合の組織規模が組合員数7名から43名と小規模組織であること。比較的大きい規模である、宮古信用組合と小友信用購買組合の場合でも、組合員69名のうち漁民は4名と少ないことである。第二には、漁村産業組合が設立されている町村は、漁業後進地域である九戸郡に4組合、上閉伊郡に1組合が設立され、先進地域である下閉伊郡に3組合、気仙郡に2組合と三陸漁村全域に遍在的に分布していることである⁹⁾。

二つの特徴から考えられることは、その設立組合数から明らかなように、漁業組合は、この期間に三陸沿海の38町村すべてに61組合が設立されており、漁村産業組合はその六分の一を占めるに過ぎない存在であったこと、さらに小規模であったことを合せて考えると漁村においてその比重は相対的に低い存在にあったと推測できよう。そのことは、漁業後進地域においては小規模漁業組合の補完機能として、また先進漁業地域においては漁業の発展に対応した大規模漁業組合の集団機能の分化・強化として理解することができよう。

その後、漁村産業組合は明治末期に設立された信用購買組合など10組合には合併や解散がみられたが、大正中期まで15組合と指したる変動もなく信用購買事業を中心に展開した。ところが1921(大正10)年の産業組合法改正は産業組合運動を一変させることになる。この改正が直接的な契機となり、漁村産業組合の性格はここで大きく変容することになる。産業組合改正の主旨は、購買事業において経済用品の取扱業務が認められた事と、住宅、水道、冠婚葬祭用具の利用、病院経営など利用事業における業務の拡張が認可され、その後の飛躍的な漁村産業組合の増加をひきおこす直接的要因になったのである。漁村産業組合は、1928(昭和3)年以降漸増しながら1933(同8)年には32組合にまで増加し、その数は漁業組合の半数に達していたのである。さらに、それが顕著に示されたのは、農業団体法(1943年施行)により漁業協同組合とともに漁村産業組合が市町村漁業会に統合される直前の、1941(同16)年であった。漁業協同組合に匹敵する54の漁村産業組合に膨張していたことに漸増傾向を見ることができよう。

以上のような漁村産業組合の組織拡大は、組織基盤を同一地域とする漁業協同組合との提携と競合という難しい関係のなかで達成されたのであり、その意味では漁業協同組合の性格を理解する上でも重要である。漁村産業組合の組織化は、基本的には地域構造との規定関係において、大規模と小規模の漁村産業組合間の分化、組合の事業内容における分化過程として展開していたのである。

その具体的な事例として、つぎに下閉伊郡大槌町に設立した漁村産業組合を紹介しておこう。1933（昭和8）年は、岩手県の産業組合拡充5ヵ年計画が実施に移された年であると同時に、三陸大津波の襲来に見舞われた年でもあった。昭和初期の漁村不況と災害復旧対策に苦慮していた大槌町においても各種の産業組合が設立されている。

大槌町は、三陸海岸のほぼ中央部に位置する先進漁業地域においても漁業の盛んな港町であるが、大槌、小槌と吉里吉里という、三つの漁業集落によって構成されていた。漁業組合は、大槌浦漁業組合（組合員407名）と吉里吉里浦漁業組合（組合員435名）の二つに分かれて設置されている。大槌浦・吉里吉里浜の両漁業組合は、「拡充5ヵ年計画」の方針にある、保証責任体制を採用した漁村産業組合として、三つの漁業集落にそれぞれ、小槌販売購買利用組合、大槌水産信用販売購買利用組合、吉里吉里住宅購買利用組合を設立している。上記の三つの漁村産業組合の役員構成をみると、いずれの組合も従前の漁業組合役員・理事が兼務しており、漁業組合の共同施設事業を漁業集落ごとに独立させたものであった。つまり、漁業組合の漁村産業組合化の典型的事例である。このような漁業組合との緊密な組織と事業の提携関係をもとに設立された漁村産業組合は、漁業組合自体の機能を低下させたのではなく、むしろ機能分化により漁業組合の組織基盤の強化に貢献していたのである。漁民の側からみれば、漁村産業組合の設立はむしろ漁業組合の弱体化に連動したのではなく、漁業組合の組織的拡大と評価するものであった。

つぎに、町村単位に設立された産業組合の事例として、大槌町信用購売利用組合を見るとしよう。大槌町信用購売利用組合は、1933（昭和8）年10月に大槌町全域を対象地域として、大槌町長を組合長とする組合員500名によって設立された組合である。この組合が設立される背景には、同年3月3日の三陸大津波があったことは自明である。設立理由として「県営鮭鱒孵化場の全設備が津波により壊滅的打撃を受けたので、大槌町はその復旧工事費に向け1万6千円の寄付を決めているが、銀行破綻等もあって一般産業関係が不振となり」と、三陸大津波対策であったことから分る⁷⁾。

この組合設立が注目される所以はつぎのような事由にあるであろう。信用事業のような漁業組合が不得手とする共同事業や、しかもそれが大規模事業の場合には、事業規模に対応して、組織単位も部落単位から町村単位に拡張された事からも明らかである。

さらに広域的な地区に設立された産業組合のもう一つの事例として、1936（昭和11）年に宮古町を中心として下閉伊郡の田野畑から重茂村までの8町村を区域として設立された、保証責任購買利用組合宮古共栄工場を挙げることができる。この組合の特色は、発動機漁船の建造、修理など造船事業を主目的とした産業組合であったが、発足時における組合員（110名）の職業構成をみると明らかのように、漁業と商業と工業の三者が融合した複合的性格の産業組合として設立した点に求められる。すなわち、組合員は漁業者（40名）、機関士（28名）、海産物商（22名）を中核として造船業、運送業、鉄工業、船大工、鋳物業など20名によって構成されていたのである。

特筆される漁村産業組合としては、1933（昭和8）年にほぼ沿海全域を区域として設立された広域的大規模連合組織体である、保証責任販売購買利用組合岩手県水産社（37町村で構成）を挙げることができる。「県水産社」が設立された背景には、沿岸漁業の衰退に対応する遠洋漁業の振興が漁船の動力化、大型化という形で、三陸漁業の緊急的課題として登場していたのである。岩手県水産社定款に示されている「水産業ニ必要ナル設備ヲ利用」は、一つは、大型遠洋漁船（姫神丸、海英丸）、18トン級のイワシ旋網漁船（6隻）の建造、そして利用組合に貸与するという形で行われた。加工販売施設としては、大槌に魚糧工場が設置されることを初めとして魚油工場、冷蔵庫、倉庫、缶詰工場など産業組合の共同施設が建設されたのである。しかし、この大規模連合組織の共同事業も連年の不漁が直接的な原因となり、設備投資に対する借入金の増大から経営難に陥り、1939（昭和14）年、わずか6年にして解散したのである。広域的に組織された大規模連合組織であっても漁村産業組合の事業活動は平坦な途を歩んだ訳ではない。ここに、漁村産業組合の限界性と同時に漁村経済の深刻さが看取されるのである。

一方において、漁村産業組合の共同事業は、漁業組合の事業と直接的関連をもたない固有の運動として展開していた。つぎに見る事例は、むしろ漁業生産より漁村生活と密接に関連した領域における産業組合の諸事業である。その一つは、産業組合の共同事業が地域医療・福祉分野においても行なわれていた事例である。それは、岩手県薬草販売購買組合連合会（1933年設立）が医療事業も行うことができる、岩手県医薬販売購買利用組合に組織替したのを契機として、大槌水産組合、種市、箱崎の両信販購利組合などの漁村産業組合に医療設備（大槌病院等）が設置されると共に、県下では僅か五つの漁村産業組合（種市、箱崎、大槌水産、船越水産、越喜来）ではあったが、それぞれの産業組合は、薬草の販売事業や家庭薬、薬品などの購買事業に着手している。それにも増して注目されるのは、国民健康保険の実施機関として漁村産業組合が機能したことであろう。国民健康保険法は、1937（昭和12）年に公布されているが、1938（同13）年から1941（同16）年の3年間で国民健康保険業務の取扱いをした漁村産業組合は、実に12組合に上っていたのである。健康保険業務を漁村産業組合に代行させたことは、漁村産業組合の下請機関化を意味すると同時に、漁村生活と密接に関連した事業主体であったことを示している。いずれにせよ、漁村産業組合の形成において成功裡に展開した事例は、つぎの3点、①事業を推進して行く上で、漁業組合との協力・提携関係がスムーズであったこと。②事業種目に対応して組織規模の拡大を図ったこと。③生活防衛的であったこと、に要約することができる。

II 漁業協同組合の性格

1. 漁業組合制度と漁業協同組合化

漁業組合の集团的性格を明らかにする場合、漁業組合はどのような成員により構成され、漁村社会においていかなる位置を占めているか、またそれはどのような活動をし、いかなる社会的影響を与えているか、という構造的特質の究明が第一に問題になるであろう。

けれども、視点を換えてみると漁業組合の構造的特質は、まず第一に制度化の過程において形成されたことはその展開過程を見れば明らかである。つまり、もともと漁業組合の設立は、1901（明治34）年に公布された漁業法に設立根拠が求められるのであり、その後の漁業法や漁業組合法の改正が、直接的に漁業組合の集团的性格を規定する要因であった事も自明である。

その意味では、その改正内容は、漁業組合の集团的性格を規定する基本的要因であるとともに、漁業組合の構造的性質を理解する上でも極めて重要である。以下、漁業法の改正によって漁業組合はどのように変容したかを見るとき。

旧漁業法は、漁業組合から漁業協同組合に組織再編される過程において三次にわたる一部改正が行われている。旧漁業法の第一次改正は、1910（明治43）年に行われた改正のことであるが、つぎに述べられているように、「漁業組合の協同組合化」を企図した改正としては端緒とも言えるものであった。

漁業組合は従来の漁業権所有、管理の機能のほかに、物権的性格が付与され、同時に協同組合的な経済事業をあわせいとなむことができるようになった。これは、明治末期から大正中期にかけての漁船の動力化が進行した時期に相当し、漁業組合の経済的な運動の芽ばえた、いわばわが国の漁業生産力の発展の旋回軸にあたる時期でもあった⁸⁾。

上記の指摘のように、明治末期から大正中期にかけての遠洋漁業段階における漁業政策は、遠洋漁業政策と沿岸漁業政策の並立を基調としていたが、その重心が沿岸漁業政策に傾斜していたことは否めない事実である。したがって、第1次の漁業法改正によって、漁業組合は漁業に関する共同の施設をなすことを目的とすると改められて、単に漁業権の管理主体ということから事業主体への一步を踏み出すことになったとしても、そこには漁業組合の組織的脆弱性という根本的問題があった。もっとも旧漁業法において、漁業組合が共同の事業を行うことを禁止されていたわけではなく、それを積極的に、法的な裏付けをもって促進しようとするのが改正の意図であったことから明らかである。しかし、当時の水産行政担当者の多くが抱く漁業組合観は、経済事業体としての漁業組合を疑問視していた節がある。“漁業組合の共同施設は、販売事業を中軸にして、ごく単純なものに限り、信用事業とか日用生活品の購買は綿密な帳簿の整理が必要だから難しい”という、行政担当者の言は漁業組合の信用・購買事業における組織的脆弱性を如実に語っている。要するに、第1次の漁業法改正による漁業組合の協同組合化は、必ずしも進展していたとは言えないものであった。

政府は漁業組合の協同組合化を推進させるため、1933（昭和8）年に漁業法の一部改正をしているが、この漁業法改正（法律第33号）がいわゆる第2次改正である。第2次改正のポイントは、第1次の改正内容を概ね踏襲したものであったが、前述した漁村における産業組合運動の展開に関連づけて考察する必要があるだろう。とりあえず漁業組合に関連する改正点を列記すると、つぎのとおりである。

①漁業組合の設立目的として掲げられていた、「組合員の経済の発達に必要な共同施設の設置」に関する事業内容が拡充されたことである。すなわち、従前の漁業組合において行われていた販売、購買、資金貸付、共同利用や繁殖保護、遭難救恤などの諸事業に加えて、更に船溜、船揚場、魚礁などの整備事業や漁獲物の加工、保蔵、運搬などに関する事業の充実を図る施策がもりこまれたことである。事業の拡張は、漁業協同組合に漁業自営の途を開いたことでもあった。

②漁業組合の組織形態をより経済事業体として性格強化するために、組合ないし組合員の相互保証、連帯責任を基礎とする責任体制（保証責任、無限責任、有限責任）を採用したことがある。出資制を導入させることにより漁業組合の協同組合的性格を強化し、これを漁業協同組合

としたのである。

③非漁業者の組合加入を容認したことである。

以上のような改正により、1934（昭和9）年以降、旧来の漁業組合は漁業協同組合として改組され展開するのであるが、詳細は後述するとして、漁業組合が本格的に信用事業に取り組む組織として出発するには漁業法の第三次改正まで待たねばならなかった。ともかく漁業組合がいわゆる協同組合としての性格をより強化し、販売、購買事業の諸機能を本格的に発揮する段階に到ったことを示す事実であり、商人資本や漁村産業組合に対抗して漁業協同組合が漁村における経済事業体としての位置を確保したことは事実である。

旧漁業法の第三次改正は1938（昭和13）年に行われた。改正の意義は、これまで課題とされていた漁業組合の漁業金融に関する基本方針が提示され、漁業協同組合への改組・充実化が図られたことにある。漁業法の改正点は次のようである⁹⁾。

- ①漁業組合联合会および漁業協同組合に貯金の受入れに関する施設を認めたこと
- ②日本勧業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行または産業組合中央金庫が漁業組合联合会および漁業組合に対し資金の供給をするとき、漁業組合联合会が保証することができるようにしたこと
- ③道府県を区域とする漁業組合联合会が、所属の組合または联合会に対し手形の割引をすることができるようにしたこと
- ④組合員外の貯金の受入れに関する規定を定めたこと

上記のような改正内容が、漁業協同組合の組織形態に具体的にはどのような形で反映したのであろうか。第一には、この改正では漁業組合联合会および漁業協同組合が利用する融資系統の一つに「産業組合中央金庫」が挙げられていることである。すなわち、漁業協同組合は「産業組合中央金庫」への加入によって漁業金融の途はひらける、とする農林省の既成方針が採用され、帝国水産会や大日本水産会などの漁業団体側が要望していた漁業独自の金融機関としての「漁業組合中央金庫」の設立はついに日の目を見ることがなかったことである。その点では「産業組合中央金庫」への加入は、漁村においては漁業協同組合と産業組合が不可分離の関係を維持しながら競合するという共存状態を形成する要因の一つになっていたのである。第二には、漁業協同組合の組織規模や組合事業量の矮小性が信用事業の導入において联合会組織の結成を一層促進させたことである。たとえば、貯金の受入事業においても、また産業組合中央金庫加入の場合でも道府県を区域とする联合会組織の結成が条件とされ、強力な行政指導のもとに漁業協同組合の全国—道府県—単組の系統化が信用事業の部門において進められていたのである。

以上のような産業組合系統の傘下において、漁業金融制度の整備に関する課題は不完全な形にせよ解消することによって、漁業協同組合の組織化は一応の完了をみることになる。

2. 漁業協同組合の組織特性

これまでに見てきたように、漁業組合に協同組合理念が導入され、さらに信用事業の円滑化を図った責任体制の確立は、漁業組合制度においては画期的な制度改革であった。

1933（昭和8）年の第2次改正は、漁業組合の漁業協同組合化を促進させる上で注目すべきことではあったが、必ずしもその浸透は徹底していたとは言えない。それは漁業法により設立された漁業組合の設立率と比較すれば一目で分かる事である。全国において改組設立した漁業協同組

合（保証責任・無限責任・有限責任の組織形態）は、初年度（1935年度の統計にはじめて現われる）には非出資責任組合を合わせても414組合に過ぎず、協同組合化率は総漁業組合数4,000の10%を占める程度であった。つまり、責任組織体制は一挙に確立したわけではなかったのである。すなわち、従前の「責任組織を有せざる組合」がその中心的位置にあったことに変わりはない。漁業組合の制度改革が、いわば上からの漁業法に基づく強権的発動によって進められてきたことを考慮すると漁業協同組合化の低率性は明白である。改組率の低位性が意味することは、既設漁業組合の組織構造的脆弱性に起因していることは明らかであろう。農林省は1936（昭和11）年6月、組合改組を促進するため道府県漁業組合指導職員の事務協議会を開催しているが、そこでは漁業組合拡充三ヵ年計画を実施していく上で障害となる事由として「組合員の貧困による出資能力の不足、組合の零細性、専門事務員の不足、役員指導力不足、産業組合との競合等」が40府県から報告されている¹⁰⁾。

漁業組合の構造的脆弱性は、基本的には規模の零細性や出資能力など経済的側面にあると考えられるが、ここでは人材の資源が話題にされていた事に注目すべきである。協同組合化の進捗が停滞していた理由の一つとして、組合役員の有無、その指導性如何という組合役職員の専門性やリーダーシップをめぐる問題が提起されていたのである。そこで期待される指導者の資質的条件とは、例えば村外の経験がある人、村役場で働き事務能力に堪能な人、下達された政策の推進者としての役割を身につけている人、信頼されている人、などが指導者育成の目標とされていたのである。

また戻って、1935（昭和10）年以降の漁業組合数と組合員数の推移から組織特性をみるとしよう。結論を先に言えば、漁業組合の「協同組合化」の展開における漸進性と、漁業組合の組織規模における拡大化という二つの特徴を指摘することができる。漁業組合数は、4,000前後を維持しながら微減傾向を辿りさしたる変動は認められないが、組合員数の動向においては逆に漸増するという動きにおいて展開していたのである。責任体制の導入過程においても同様の傾向が見られ、漁業組合が責任組織形態として漸く非責任組織形態を凌駕したのは1938（同13）年以降である。したがって責任組織体制の確立は、漁業法の第2次改正から8年後の1941（同16）年のことであった。

一方、漁業組合の組織規模と経営基盤の面については着実な発展を指摘することができよう。漁業協同組合の組合員数の推移をみると、1935（昭和10）年から1941（同16）年までの6年間で組合員は11万人も増加（19%増）し、一組合当たりの平均員数も181.5人と規模が拡大されて組織の充実が図られていたのである。しかし、前述のごとくその背景には非漁業者の組合加入を認めた結果であり、組合員数の増加がそのまま漁業組合の組織強化を意味している訳ではない。漁業集落に居住する者であれば非漁業者でも組合への加入が認められたことである。非漁業者の組合加入許可は、むしろ漁業集落に居住する全ての住民を漁業組合が行う購買、信用事業に参加させることに目的があったと言えよう。“漁業集落ぐるみ”の組織化は漁村の経済不況に対応する救貧対策の一環として性格づけられるものであった。

また、出資金制度を採用した漁業協同組合は、1935（昭和10）年では漁業組合の僅か9%にあたる365組合に過ぎず、出資金払込額も3万1,988円であったが、1941（同16）年には組合数において8倍（2,946組合）、出資金払込総額においては実に32倍の1063万9,195円に膨脹していたのである。

以上のような全国的傾向に対して、三陸漁村ではどのような展開が見られたのであろうか、

岩手県における漁業組合の改組過程を見ておくとしよう。岩手県における漁業協同組合化の展開過程において特徴的なことは、全国的な趨勢と若干異なり改組がスムーズに進展したことである。漁業協同組合数は第2次改正時の1933(昭和8)年にはすでに63組合に達していた。この63組合は既設の漁業組合数に相当するものであり、またその後の推移においても1939(同14)年の64組合までさしたる増減は見られない。要するに三陸漁村における改組化は意外に早い展開を示していたのであり、少なくとも1937(同12)年には漁業協同組合への改組が完了していた証左である。組合員数の動向においても、漸増傾向を示しながら推移し、1933(同8)年の1万2,618人(平均組合員数200人)から1939(同14)年には2,173人増の1万4,791人(平均組合員数230人)までに増加・拡大している。以上のことを併せてみると三陸漁村における組織化の速さをそこに見ることができよう。

漁業協同組合化の展開において三陸漁村の特殊性として指摘した改組の早期性は、三陸大津浪という未曾有の被災から脱却するために沿岸全漁業協同組合が実施した災害復旧事業に求められるであろう。その為には組織基盤の充実は緊急課題として漁村の側に醸成されていたのである。出資制組合の普及に見られるように、当時の59漁業組合の78%にあたる46組合は、はやくも1937(同12)年には出資金払込済組合として協同組合事業に着手していたことから明らかである。46組合が出資した総額は7万5,000円に昇り、1組合当たりの平均出資額は6,430円であった(翌年には出資金総額は14万3,000円に増額している)。組合積立金についてみると、1933(同8)年度の組合積立金は57組合で66万円を計上しているが、1939(同14)年には57組合で205万2,000円(1組合当たり3万6,000円)と3.1倍に増大している。また、信用事業のパロメーターである借入金も極めて多額に昇り1933(同8)年以降、年額250万円台を維持しており、災害復旧資金を中心とした信用事業も本格的に行える組織が整備されていたのである。

このような三陸漁村における漁業協同組合化の展開は、単協における組織化の事例に見ることができよう。三陸海岸の北部に位置する九戸郡野田村における野田浦漁業協同組合を紹介しよう。野田浦漁業協同組合は、1935(昭和10)年に309名の組合員によって保証責任組織の組合として再出発している。ここでの検討は、1936(昭和11)年から漁業会に改組される1943(同18)年までにおける組合員の動向をめぐる問題である。

まず、組合員に関する特徴点を列挙すると、第一には組合発足時においては、とくに組合員の四分の一が非漁業者に占められているように、組合員の構成が全住民を対象として組織されたものであり、従前のような漁業権の保有主体としての漁業組合は後退し、いわば「部落ぐるみ」の地域集団としての漁業組合をそこに見ることができよう。

しかし、全住民的組織としての性格をおびた漁業協同組合はその後の展開において漁業を枢軸とする組合に転回していく。それは組合員構成に示されているように、漁業者数の漸増(18名増)、それとは逆の農業者数の減少(19名減)と「その他」(8名減)の漸減傾向は漁業を枢軸とする組合に転回していく姿を如実に示していると言えよう。漁協の性格に変化が現れるのは1940(同15)年度を境としていた。つまり、同年度における組合からの脱退者は漁業者1名、農業者5名、その他の者が3名の合計9名にもものぼっている。その理由としては出資金の増額が契機となっていたことであろう。組合出資金は1939(同14)年度まで一人につき一口(30円)とされていたのが一口が50円に増額されるとともに二口に変更されたことに起因している。従前の漁業組合における漁業者を中軸とした組合員数は、年度毎に増減はあるがほぼ190

名水準で推移していた。その点では309名で発足した野田浦漁業協同組合は、非漁業者も含めた全住民の結集に成功したと言えるであろう。ところが、津波災害による被害が余りにも甚大であったことが理由と考えられるが、採藻捕鮑に従事する漁業者の組合加入は1933（同8）年度だけで96名を数え、組合員数は293名に膨張していたのである。

3. 漁業協同組合の共同事業

1934（昭和9）年12月に漁業組合同規約例が改正されることにより、翌年から「漁業組合の産業組合化」すなわち漁業組合の漁業協同組合への改組が本格的に出発することになる。それでは漁業協同組合の初発段階においては組合事業の面でいかなる変化があったのであろうか。漁業協同組合の共同事業についての検討に入るまえに、漁業協同組合に改組される初発段階における共同事業の概要をひとまず見ておくとしよう。

全国の漁業組合が実施した1934（昭和9）年度における共同施設事業数は、実行組合数にして2,091を数え、総事業数は4,241に達していた。事業別に順位づけると、最も実施率の高い事業は共同販売事業で、おおよそ漁業組合の50%が実施していたことが解る。それに次いで高い事業は、水産増殖事業の861組合（41.2%）と資金貸付事業の749組合（35.8%）である。つまり、漁業協同組合に組織変更される直前の段階では、漁業組合の多くは上記の三事業（共販事業・増殖事業・貸付事業）を中心に運営されていたのである。それではその後、漁業協同組合の活動にはどのような変化があったのであろうか、全国と県レベルを比較してその特色を見としよう。

漁業協同組合が行う事業は大別すると二つの部門に分かれるであろう。その一つは事業自体がきわめて経営体的性格を現している共同事業で、漁業法第43条に規定された共同事業であるが、それは共同施設としての共同販売、共同購買、資金貸付、共同利用の4事業を指している。ここでは4事業における1935（昭和10）年と1939（同14）年の事業実績を通してその変化について検討してみよう。まず、全国レベルでみると、1935（昭和10）年では共販事業の実施率は27.6%と最も高く、資金貸付事業がそれにつき23.8%であるのに対して、共同購買事業と利用事業の実施率は、それぞれ8.1%、7.0%と極めて低率である。つまり、協同組合化により組合事業の主体は共販事業と資金貸付事業に限定化されると共に、事業実施数も減少していたのである。この事は事業面でみる限り実質的協同組合化が浸透したとは評価できないであろう。ところが、1939（同14）年の実績では4事業とも拡張され、とくに実施率の低い購買事業と利用事業の実施率は、それぞれ45.8%、16.3%と急増したのである。そして、共販事業と資金貸付事業はそれぞれ38.1%と32.8%に増加し4事業間の跛行性は解消したのである。言うまでもなく、事業の拡大化は、漁業法の第3次改正によるものであったことは想像に難くないであろう。それは資金貸付事業における1千万円台の貸付金や貯金業務の導入など信用部門に顕著に現れている。

以上のような全国的レベルの活動状況と岩手県のそれとの比較から、三陸漁村における漁業協同組合の特質を析出してみよう。1935（昭和10）年に漁業協同組合が行った共同事業の実施率をみると、販売事業が91.5%、資金貸付が86.4%、購買事業が42.3%である。この実施率は、全国平均と比較して3事業ともかなり上回っていることが分かる。高実施率は、販売事業に端的に現れているが、それは漁獲高と相関していたからである。すなわち、1934（同9）年度岩手県内の沿海漁業組合が行った共同販売事業は、県下に設立されている59漁業組合の

74.6%にあたる44組合で、その販売総額は265万1,340円に上っていた。この事業実績は、1928(同3)年の販売事業実績(19組合、52万4,884円)に比較すると、組合数で3.3倍、販売額で4.72倍の増加を示すことになるが、漁獲高の推移もほぼ同じである。高い漁業生産力を誇る三陸漁村では、販売事業と漁獲高の間には緊密な関係が認められるのである。

1939(同14)年の実施率は、販売事業が94.9%、資金貸付が76.2%、購買事業が66.1%である。この実施率も1935(昭和10)年の場合と同様に、全国平均をかなり上回っているが、特徴的なことは、購買事業の伸び率が相対的に低い事と、資金貸付事業の減少であろう。三陸漁村の漁業協同組合は、販売事業をほとんどの組合が営んでいる。それは、購買、資金貸付事業のような経済事業体的性格を必要とする体質に馴染まず、いわゆる漁業権の享有主体としての漁業組合から前進していないからではないだろうか。資金貸付事業の減少傾向は、第3次改正の具体化が徹底し得ない条件が内在していたのではないかと等、推量は可能である。少なくとも、組織形態での協同組合化の早期性と浸透性から、より官制集团的性格を見いだすことはたやすいことであろう。

漁協における購買事業は、販売事業に比較して事業量の絶対的少なさから軽視されがちであるが、戦時期の統制経済下という条件を考えると漁協が購買事業において果たした役割は極めて大きいと言える。すなわち、購買事業は、漁業用資材のみならず漁村生活に必要な生活諸物資の配給・供給機能として地域住民と密接に関連していたのである。ところで、漁協が行った購買事業にはどのような特徴があったのであろうか。野田浦漁業協同組合の購買事業を通してその実態を見るとしよう。

購買事業における取扱品目は大別して漁業用品と生活用品(経済用品)の二種類に分けられるがまず前者について検討するとしよう。漁業用品としては、動力源としての重油、灯油などの石油類、綿糸、マニラロープ、綿網などの漁網類、ワイヤーロープ、カーバイト、テグスなどの漁具類、さらに筵、空缶、ゴム製品、魚箱など製造に関わる製品など数十品目を取り扱われていた(なかでも漁網類の供給額は昭和14年度をのぞき毎年一位の座を占めている)。

購買事業において、とくに漁業用品の取扱いに関する特徴点をあげるならばつぎのような事である。その1は、漁況の豊凶と漁業用品の供給量の間には密接な相関関係が認められる事である。漁業用品の供給量は、豊漁と不漁さらに魚価の変動に規定されていることが次のことから明らかである。すなわち、1936(昭和11)年度の供給額は1万2,718円余りであったが「昨年ハ比較的豊漁ナルニ加ヘ、価格良ク組合員ノ経済ヲ有利ニ導キタルハ喜フヘキ点ナリ」と前年の漁況が直接供給量の増大に反映した適例である。また、1937(同12)年度には漁業用品の供給額は50%も減少しているが、これも翌年から1940(同15)年までの漁況の好転に伴い漁業用品の供給量は飛躍的に膨脹を遂げているのである。そして1941(同16)年以降の供給量の減少傾向は太平洋戦争の開戦にともない顕現化した、あらゆる物資の欠乏状況と、更にそれに加えて漁業環境の状況悪化が漁協の供給機能を加速度的に低下させたのである。第2の特徴としては、漁業用品の供給ルートが漁協に一元化されることにより組合と組合員との関係がより緊密になったことである。「売掛」方式により購買代金の徴収は年度内決算を原則としていた漁業用品の供給事業は、漁家経営の累積的負債を繰延することによって一時的に解消していたのである。そのことは漁業用品の滞納額が1940(同15)年までの推移をみると隔年ごとに増減を繰り返していた事実からも明らかに分かる。すなわち、1937(同12)年度の漁業用品供給額は、6,678円79銭であるが年度内滞納額は僅か57円25銭とその滞納率は0.85%と極めて低率で

ある。それが翌年度には漁業用品供給額、2万3,663円に増大するとともに、滞納額も5,562円77銭（滞納率、23.5%）と急増するように、1939（同14）年度と1940（同15）年の間においても同様の現象がみられるのである。

つぎに、経済用品の供給状況について見てみよう。漁協において取り扱った経済用品は、1939（同14）年までは米を中心として木炭、桧桁など数品目に限定されていた。なかでも1938（同13）年度の米供給額は、3,583円と経済用品供給額の99.9%を占めるものであった。配給米を中心とした購買事業は、1940（同15）年以降に見られる組合購入割当の絶対的不足により供給量は減少の一途を辿った。一方、供給機能の縮小過程において供給品目数だけは大幅に増加していった。例えば、取扱品は軍手、メリヤスセーター、作業服、紺織、ジャンパー、手袋、靴下などの衣料品にさらに甘藷、小麦粉、塩、酢酸などの食料品が加わる事により購買事業の経済用取扱品は十数品目に増加している。以上のような配給米中心から生活必需品への重心移動は、そのまま統制経済下における漁民の日常生活に漁協活動が浸透していたことを示す証拠であろう。

最後に、地先漁場と漁業協同組合の關係に簡単に触れておくことにしよう。

漁業協同組合が行使しえる、もう一つの共同事業としては、水産資源の保護繁殖を目的とする魚礁などの修築事業、船溜、船揚場の整備事業、そして遭難救済事業など漁場関係や漁業生産活動と直接的に関連する事業分野がある。事業内容別にみると、漁業法第43条に規定された共同事業である、販売、購買、資金貸付、共同利用など流通、金融、信用部門における共同事業であるのに対して、ここで検討する事業は、従前の漁業組合における中核的であった、保護繁殖、船溜、船揚場の修築事業、遭難救済など漁場や漁業生産に密接に関連する共同事業である点に特徴がある。そして、これらの共同事業は漁業協同組合が漁業権の占有主体として機能する根拠であった訳である¹¹⁾。

昭和初期における三陸漁村は、いわゆる昭和恐慌という未曾有の不況下にあって、さらにそれに追い討ちをかける三陸大津波の被災は膨大なもので、例外なく疲弊困窮の状態にあった。政府は、漁村経済の更生を図る方途のひとつとして1933（同8）年漁業法を改正して漁業組合の機能強化・拡充策を打ち出した。しかし、漁業組合の機能強化・拡充策は、従前の「漁業権若しくは入漁権を取得し、又は漁業権の貸付を受け組合員の漁業に関する共同の施設を為す」いわゆる漁業権の享有主体としての漁業組合から一步前進して漁業組合に経営体としての性格を付与しようとするものであって、漁場については等閑のままであった。また、経済更生計画において実施された、共同作業場の建物の新設・増築、工作物、器具機械の新設に対する奨励費や漁港・船溜の修築・整備事業は、むしろ漁業近代化を促進する要因であったといえよう。岩手県における水産関係国庫収入によると、1932（昭和7）年の漁港修築費補助金は18,750円、船溜船揚場設備費補助金は90,999円で、総額109,749円の国庫補助金を受けている。さらに1933（同8）年には漁港修築費補助は93,750円、船溜船揚場設備費補助は231,999円と増額され、漁港関連整備事業に対する国庫補助金は前年度の約3倍に急騰していたのである。この事は漁業政策における補助金行政の確立を意味している。「共同」理念から「協同」理念への移行は、①漁獲物の共同販売事業と、②漁具の統制、口開け制などによる漁獲の統制や磯掃除、投石などによる漁場の保護、繁殖事業から漁業近代化路線の補助金事業に転換していたのである。さらに、経済更生運動の高まりの中で、漁村産業組合との競合関係において展開していたのである。

漁業近代化路線に乗り遅れた沿海北部の漁村では、協同組合に改組後も「共同」理念に基づく共同事業が行われていたのである。そこには、「漁民の経済の発展ではなく永続する安定に、階層の分化ではなくその阻止」に機能する保証責任漁業協同組合を見ることができよう。

おわりに

戦前期における漁業協同組合化の過程は昭和恐慌期から戦時期にかけて、すなわち日本資本主義の「激動の幕あけ」から「混乱の経済」体制下において展開していた訳であるが、三陸漁村においては経済不況と統制体制という歴史的背景と同時に、1933（昭和8）年の三陸大津波被災がその展開を特徴づけていたと言えよう。本稿では、漁業協同組合の設立とその構造的な性格について、昭和10年代に展開した漁村産業組合との競合・対抗関係を中心にして考察してきた。以上の論述を漁村産業組合との関連性に絞りまとめに替えたい。要約すると、つぎの2点を抽出することができる。

- (1) これまで、漁業組合の協同組合化過程における漁村産業組合の存在とその活動は等閑視されていた。しかし、漁村産業組合と漁業協同組合の設立過程は密接不可分の関係性を内包して展開していたのである。その意味では、漁業協同組合を理解する上で漁村産業組合の解明は新たな視点と課題を提示したことになる。
- (2) 漁村において類縁的集団である漁村産業組合が一定の位置を占め、漁業協同組合と同じような機能を発揮できた背景には、設立領域の恣意性が左右していたことは事実である。この事は戦後、水産業協同組合法により設立された地区協同組合が抱えた「組合問題」解決の緒として注目すべきである。

注

- 1) 漁業組合が公的名称として使われるは、旧漁業法が制定される以前の1886年に公布された漁業組合準則においてである。しかし、「準則」漁業組合については定説が確定していないこと等から旧漁業法による漁業組合を通例としている。詳しくは拙稿「準則漁業組合の構造と機能」（岩手大学文化論叢、第3輯、1995年）参照。
- 2) 漁業協同組合研究において漁業組合の改組に伴う性格変化に言及されることは多いが、実証的なデータに基づく検討は必ずしも多いとは言えない。なお、戦時体制下という「異常」な社会状況と漁業組合との関係について考察した、拙稿「戦時体制における漁業組合」（岩手大学文化論叢、第2輯、1986年）を参照していただきたい。
- 3) 岡本信男『近代漁業発達史』（水産社、1965年）。
- 4) 農林水産省百年史編纂委員会『農林水産省百年史』（農林統計協会、1982年）555頁。
- 5) 『産業組合年鑑・第7巻』（柏書房、1986年）62-63頁。
- 6) 三陸漁村においては、漁業生産性の高低によって先進、後進、中間の地域類型が指定できるが、漁業後進地域では漁業集落は小規模であり、先進地域では中規模以上の漁業集落が多い。したがって、小規模漁業組合が普遍的形態になる。拙稿「明治前期三陸漁村の類型化」（岩手大学教育学部研究年報、第56巻第1号、1996年）参照。
- 7) 『大槌町史・下巻』（大槌町史編纂委員会、1984年）1016-1017頁。

- 8) 牧野由朗『志摩漁村の構造』(名著出版, 1996年) 22頁。
- 9) 前掲書『農林水産省百年史』(農林統計協会, 1982年) 563-564頁。
- 10) 前掲書『農林水産省百年史』(農林統計協会, 1982年) 560頁。
- 11) 漁業協同組合の事業報告書に記述されている漁協の管理主体的側面である。

海藻増殖ノ目的ヲ以テ厚井浜ニ引続キ投石ヲ為シ、又海藻類増殖ノ為岩面搔破事業ヲ為サンガ為、農林省喜多村技手及岩手県水産試験場長臨席ヲ得テ之カ講習会ヲ当組合主催ノ下ニ開催、県下各郡ヨリ来講セリ、其後、同事業施行ノ予定ナリシモ器械破シ修理ノタメ東京ニ送リタル故ニ年度内ニ実施ニ至ラザリシバ遺憾ナリ。販売高ハ、鯧旋網ノ秋漁皆無ナリシト海藻類ノ減収ニ因リ激減セルモ十月末ヨリ鮮魚ノ集荷取扱ヲナセル為、漸ク八萬余円ニ達セリ。随テ購買品ノ取扱ヒ高モ前年度ニ比シ約三分ノ二ニ減シタルモ事業遂行ニハ支障ナキヲ得タリ。漁業資金貸付ハ、漁船購入其他必要ニ応ジテ供給シ事業遂行上遺憾ナキヲ得タリ。本年度ヨリ貯金ノ受入事業ヲ開始セルモ漁獲物ノ激減ニ由リ所期ノ額ニ達セザリキ(昭和16年度決算書、事業状況総括、野田浦漁協)。

海藻増殖ノ目的ヲ以テ厚井浜ニ引続キ投石ヲナシ、之カ収穫ハ組合ニテ一括採取ヲナセリ。鯧(いわし)旋網漁業ハ魚群ノ回遊薄ク、漁業ノ転換ヲ考慮セザルヲ得ザルニ至レルヲ以テ、釜石水産試験場ヨリ早池峰丸ニテ講師ヲ招キ底魚釣ノ講習ヲ開ク等、漁業ノ転換ニヨリ水産食糧ノ確保ヲ図レリ。昆布ノ発生ハ昨年ニ引続キ少カリシヲ以テ、組合経費ニ充当スベク組合員共同採取ヲナセリ(昭和17年度決算書、事業状況総括、野田浦漁協)。